

令和4年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

5

(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型
通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

〔 目 次 〕

① 運営指導(実地指導)での指摘事項はどのようなものがあるか？.....	1
② 「通常の事業の実施地域」はどのように定めるのか？.....	7
③ 交通マナーの遵守について.....	8
④ 利用者数・利用定員と人員配置の考え方について.....	9
⑤ サービス提供時間の考え方について.....	11
⑥ 科学的介護情報システム（L I F E）関連加算について.....	12
⑦ 入浴介助加算（Ⅱ）について.....	14
⑧ 開催が必要な委員会及び研修等について.....	16

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

① 運営指導(実地指導)での指摘事項はどのようなものがあるか？

令和3年度は、運営指導（実地指導）を14件実施いたしました。事項別是正改善指導状況の概要は以下のとおりです。

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【重要事項説明書】	<p>重要事項説明書の内容について、以下のとおり不十分な箇所がある。</p> <p>①従業員の勤務体制（常勤・非常勤の別及び兼務関係）及び職務の内容について不備がある。</p> <p>②サービス提供の延長時間について記載がない。</p> <p>③通常の事業の実施地域について記載がない。</p> <p>④通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者への送迎費用にかかる起算地点が不明確である。</p> <p>⑤その他の費用の額のうち、キャンセル料について、実際に利用者から徴収されているにもかかわらず、記載がない。</p> <p>⑥その他の費用の額（おむつ代及び通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費）に係る記載について、具体的な費用等が明確でない。</p> <p>⑦負担割合について、1割及び一定以上所得者の場合は2割となる旨の記載はあるが、3割となる旨の記載がない。</p> <p>⑧提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無について記載がない。</p> <p>⑨令和3年度介護報酬改定に伴う利用料金等の変更について、利用者に対して説明し、同意を得ていたが、その同意日がサービス提供開始後になっていた。確認したところ、事前に口頭での同意を得ていたとのことであったが、口頭による同意日等の記録がなかった。</p>	<p>利用者に対する説明責任として、以下のとおり不十分な箇所を訂正すること。</p> <p>①人員基準で定める全ての従業員の常勤・非常勤の別、兼務関係及び職務の内容、について追記すること。</p> <p>②サービス提供の延長時間についても記載すること。※算定が想定されうる加算及び減算については、過不足なく記載ください。</p> <p>③通常の事業の実施地域について記載すること。</p> <p>④「通常の事業の実施地域を超えた地点から」等の文言を追加し、起算点を明確にすること。</p> <p>⑤キャンセル料を徴収する場合は、どのような場合に、どのくらいの費用がかかるかを明確に記載すること。</p> <p>⑥おむつ代及び通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費について、どのような場合に、どのくらいの費用がかかるかを明確に記載すること。</p> <p>⑦負担割合について、一定以上所得者の場合は2割又は3割となる旨を追記すること。</p> <p>⑧提供するサービスの第三者評価の実施状況の有無について記載すること。</p> <p>⑨重要事項説明書に対する同意は、サービス提供の開始前に得たうえで、同意後速やかに交付すること。やむを得ず交付が遅れる場合は、利用者又は家族に説明を行い、口頭で同意を得るなどした上で同意日等必要事項を記録しておくこと。</p>

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【運営規程】	<p>運営規程の内容について、不十分な箇所がある。</p> <p>①営業日の記載について誤りがある。</p> <p>②通常の事業の実施地域以外への地域に居住する利用者への送迎費用にかかる起算地点について誤りがある。</p> <p>③その他の費用の額について、重要事項説明書の記載内容と異なっていた。</p> <p>④非常災害対策についての記載がない。</p>	<p>利用者に対する説明責任として、以下のとおり不十分な箇所を訂正すること。 なお、運営規程に変更が生じた日から10日以内に届け出ること。</p> <p>①営業日を実態に即した内容に訂正すること。</p> <p>②交通費が発生する起点について、「通常の事業の実施地域を越えた地点から」等の記載に訂正すること。</p> <p>③その他の費用の額について実態に合わせて訂正し、重要事項説明書と整合性を図ること。</p> <p>④非常災害対策について記載すること</p>
【運営】	<p>【掲示】</p> <p>①貴事業所では重要事項説明書及び運営規程を掲示しているが、その記載内容に不十分な箇所がある。</p>	<p>①指定通所介護事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程を掲示する場合は、今回の実地指導の指摘を改善のうえ、最新のものを掲示すること。 なお、重要事項説明書には運営規程の概要及び従業員の勤務の体制等が含まれるため、重要事項説明書を掲示する場合は、運営規程の掲示を省略しても差し支えない。</p>
	<p>【利用料等の受領】</p> <p>①区分支給限度基準額を超過した金額について、利用者に対し請求を行っていない。</p>	<p>①区分支給限度基準額を超過した金額については、全額利用者負担として請求すること。 また、法定代理受領サービスでない地域密着型通所介護として提供する場合については、人員、区画及び会計等を別にした上で適切に実施すること。</p>
	<p>【通所介護計画】</p> <p>①計画期間を終了した利用者については、サービスの実施状況の記録や評価を行い、利用者又は家族に説明しているとのことであったが、利用者又は家族に説明したことが書面にて確認できない。</p>	<p>①計画の目標及び内容については、計画期間終了時等には、その実施状況及び目標の達成状況を記録し評価を行い、利用者又は家族に説明すること。また、説明を行った旨を記録すること。</p>

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【運営】	<p>②通所介護計画について、居宅サービス計画に記載している長期目標期間を超えた期間を設定していた事例があった。</p> <p>聴取によると、当初、居宅サービス計画の当該期間終了後に通所介護計画を再作成する予定であったが、担当の居宅介護支援専門員から次期居宅サービス計画が提供されなかったため、援助内容に変更がないことを当該居宅介護支援専門員に口頭で確認し、一旦現通所介護計画の評価を行い、計画内容に変更がないことを確認した上で、当該通所介護計画に基づき引き続きサービスを提供したため、結果として、居宅サービス計画の長期目標期間を超えた通所介護計画になったとのことであった。</p> <p>③入居に伴い急遽サービスの終了となった利用者について、サービスの実施状況の記録や評価は行っているが、利用者又は家族にその内容を説明していなかった。</p> <p>④通所介護計画の作成から説明を経た利用者への交付までの一連の過程が管理者の責任の下で行われていることが書面で確認できない。</p> <p>【サービスの提供の記録】</p> <p>①ワクチン接種の為、通所介護計画に位置付けたサービス提供時間より早くサービスを終了した利用者について、サービスの提供の記録には通常のサービス終了時間のみを記載し、実際のサービス終了時間及び当該理由を記載していない事例があった。</p> <p>なお、聴取によると、従業者間の連絡帳に実際のサービス終了時間等を記録しており、実績に基づいて請求していることは確認した。</p> <p>②利用者の心身の状況にかかる記録について、「普段の様子と特に変わらない」旨の記載のみや、心身の状況とは言い難いバイタル測定の数値のみの記載が散見されており不十分だった。</p>	<p>②通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成しなければならないため、当該居宅サービス計画の期間内で作成すること。</p> <p>なお、通所介護計画の期間を居宅サービス計画の長期目標の期間に設定する場合は、令和元年度市集団指導《個別編》17、18ページを参照に適切に取り組むこと。</p> <p>③計画の目標及び内容については、予期せぬ終了時においても、その実施状況及び目標の達成状況を記録し評価を行い利用者又は家族に説明すること。</p> <p>また、説明を行った旨を記録すること。</p> <p>④通所介護計画は、管理者が作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得て交付しなければならない。当該計画をサービスの提供に関わる従業者が作成及び説明を行い、利用者の同意の上で交付した場合であっても、当該一連の過程が管理者の責任の下で行われている旨を、管理者名の記載や押印により明らかにすること。</p> <p>①利用者に対する説明責任と介護給付の適正化の観点から、サービスの提供の記録には実際のサービス提供の開始時間及び終了時間を記録すること。</p> <p>また、通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる場合は、実際のサービス提供時間と併せてその理由についても記載すること。</p> <p>②サービス提供した際には、提供日やサービス内容とともに、利用者の心身の状況についても具体的に記録し管理すること。</p>

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【運営】	<p>【労務管理】 ①一部の従業者について、雇用関係があることは確認できたが、雇用契約書が見当たらない事例があった。</p>	<p>①法令に則り、適正な労務管理を行うこと。</p>
	<p>【勤務体制の確保等】 ①勤務開始及び終了時刻を記号化して記載していたが、当該記号が示す勤務開始及び終了時刻の一部において、記号で示される時刻の記載がなかった。 ②職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置について、不十分な点があった。</p>	<p>①人員基準で定める全ての職種に係る従業者の勤務開始及び終了の時刻について記載すること。なお、記号化する場合は当該記号が示す勤務開始及び終了の時刻を勤務表に明記しておくこと。 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、指定通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置については、中小企業は令和4年3月31日までは努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努めること。</p>
	<p>【業務継続計画の策定等】 ①業務継続計画の策定等について、不十分な点があった。</p>	<p>①感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画の策定等、必要な措置を講じること。 なお、業務継続計画の策定等については、令和6年3月31日まで努力義務とされているが、経過措置期間であってもより早期に取り組むことが望ましいものであることに留意すること。</p>
	<p>【衛生管理等】 ①感染症の予防及びまん延防止のための対策について、不十分な点があった。</p>	<p>①指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じること。 なお、感染症の予防及びまん延の防止のための対策のうち、令和6年3月31日まで努力義務とされているものについては、経過措置期間であってもより早期に取り組むことが望ましいものであることに留意すること。</p>
	<p>【事故発生時の対応】 ①市に報告が必要な事故が発生していたにも関わらず、報告がされていない事例があった。</p>	<p>①速やかに事故報告書を提出すること。また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は速やかに事故報告書を提出すること。 なお、今後、市に報告が必要な事故が発生した場合は速やかに報告を行うよう、再発防止に努めること。</p>

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【運営】	<p>【虐待の防止】 ①虐待の発生又はその再発を防止するための措置について、不十分な点があった。</p>	<p>①虐待の発生又はその再発を防止するように、必要な措置を講じること。 なお、虐待の防止のための措置については、令和6年3月31日まで努力義務とされているが、経過措置期間であってもより早期に取り組むことが望ましいものであることに留意すること。</p>
	<p>【会計の区分】 ①現在の貴事業所の会計では、指定通所介護事業と第1号通所事業の収入額が把握できない。</p>	<p>①指定通所介護事業と第1号通所事業について、決算時にそれぞれの収入額が把握できるよう管理すること。</p>
【報酬】	<p>【基本報酬の算定】 ①所要時間6時間以上7時間未満のサービスの提供を行ったにもかかわらず、所要時間5時間以上6時間未満のサービス費を算定している事例があった。</p>	<p>①本事例については、サービス提供記録及び聴取により、単純な請求誤りであることが確認できたが、利用者に対する説明責任及び介護給付費の適正化の観点から、今後は請求誤り等がないよう再発防止に努めること。 なお、利用者の同意が得られる場合は、過誤調整を行うことは差し支えない。</p>
	<p>【入浴介助加算】 ①本人の心身の状況等により入浴を中止した場合において、当該理由を記載していない事例があった。</p>	<p>①請求の適正化の観点から、入浴を中止した場合については、中止の旨と併せてその理由についても記載すること。</p>
	<p>【個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）】 ①利用者の居宅での生活状況を確認した上で個別機能訓練計画を作成していることは確認できたが、訪問者の記録がない。 ②個別機能訓練計画に訓練実施回数（頻度）の記載がない。 なお、聴取によると、利用者全員について通所介護サービス提供日に必ず個別機能訓練を実施するとのことであった。 ③実際は個別機能訓練加算Ⅱを実施しているにもかかわらず、個別機能訓練加算Ⅰを算定している事例があった。 聴取によると、当該利用実績にかかる記録を読み間違えたのではないかとのことであった。</p>	<p>①訪問者が書面にて確認できるよう様式を調製すること。 ②個別機能訓練加算（Ⅰ）に係る個別機能訓練を行うにあたっては、機能訓練指導員等が共同して利用者ごとにその目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。 ③介護報酬請求にかかる事業所内のチェック体制を見直し、利用料にかかる公平性の観点から、今後は、必ず実績に基づいて算定すること。</p>

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	運営指導（実地指導）時の状況	指導内容
【報酬】	<p>④貴事業所では、通所介護計画の裏面に個別機能訓練計画を作成しており、通所介護計画と初回の個別機能訓練計画について、一体的に説明し同意を得ているとのことだが、利用者同意欄に「通所介護計画の内容について説明を受け同意し交付した」旨の記載が少なく、個別機能訓練計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たことが明確に確認できない。</p> <p>⑤貴事業所では、1枚の用紙に複数の期間の個別機能訓練計画を記載する様式としており、実施した個別機能訓練の評価と次期個別機能訓練計画の内容について、一体的に説明し同意を得ているとのことだが、同意の目的を記載しないまま、現個別機能訓練計画欄に同意及び署名を得ているため、次期個別機能訓練計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、同意を得たことが確認できない。</p>	<p>④個別機能訓練計画を作成した際は、利用者又はその家族に対し、機能訓練指導員等が個別機能訓練の内容について分かりやすく説明を行い、同意を得ること。</p> <p>⑤個別機能訓練計画を作成した際は、利用者又はその家族に対し、その都度機能訓練指導員等が個別機能訓練の内容について分かりやすく説明を行い、同意を得ること。</p>
	<p>【送迎を行わない場合の減算】</p> <p>①送迎を行わない場合の減算について、貴事業所では減算対象者が分かるように、各日ごとに記録をしていたが、送迎を実施していない記録がないにもかかわらず、当該減算を行っていた事例があった。</p>	<p>①聴取によると、記載漏れであるとのことであったが、介護報酬請求に係る事業所内のチェック体制を見直し、利用料の公平性の観点から、今後は、必ず実績に基づいて算定すること。</p>
	<p>【サービス提供体制強化加算】</p> <p>①サービス提供体制強化加算は、算定要件を満たしていれば、1回のサービス提供につき加算できるが、サービスを提供したにも関わらず当該加算を算定していない事例があった。</p>	<p>①聴取によると、介護請求システムの不具合ではないかとのことであったが、介護報酬請求にかかる事業所内のチェック体制を見直し、利用料にかかる公平性の観点から、今後は、必ず実績に基づいて算定すること。</p> <p>なお、利用者の同意が得られる場合は、過誤調整を行うことは差し支えない。</p>

② 「通常の事業の実施地域」はどのように定めるのか？

事業所の「通常の事業の実施地域」については、客観的にその区域が特定されるものとするよう求められていますので、利用者に対して分かりやすく、かつ、誤解を与えない表示に努めていただきますようお願いいたします。

具体的には、「(現在の)市域」「合併(平成17年2月13日)前の市町」「日常生活圏域(下関市『第五次いきいきシルバープラン』による)」を基本とした地域設定に努めてください。

「通常の事業の実施地域」の基本とする地域区分

市域	合併前の市町	日常生活圏域	備考(本庁・支所・総合支所区分)
下関市全域	旧下関市	本庁圏域	本庁管内(下記以外の地域)
		彦島圏域	彦島支所管内(離島を含む)
		山陽圏域	長府・王司・清末・小月・王喜・吉田支所管内
		山陰圏域	勝山・内日・川中・安岡・吉見支所管内(離島を含む)
	旧菊川町	菊川圏域	菊川総合支所管内
	旧豊田町	豊田圏域	豊田総合支所管内
	旧豊浦町	豊浦圏域	豊浦総合支所管内
	旧豊北町	豊北圏域	豊北総合支所管内

※各支所・総合支所の所管区域の詳細については、「下関市役所支所設置条例」「下関市役所総合支所設置条例」をご参照ください。

地域設定の理想的な例と好ましくない例

《理想的な例》

- ①上記の地域区分をそのまま「通常の事業の実施地域」とするもの
 例：「下関市全域」「旧下関市及び旧菊川町」「下関市本庁圏域及び山陽圏域」
- ②上記の地域区分を基本としつつ、対象とする地域を加える、または、対象外とする地域を除くもの
 例：「下関市山陽圏域並びに勝山支所及び内日支所管内」「下関市全域(離島を除く)」

《好ましくない例》

- ①事業者が通常時にサービスを提供することができない地域が含まれているもの
- ②地域が客観的に明確ではない、または、地域設定が細かすぎるもの
 例：「事業所より車で1時間以内の地域」「下関市〇〇町から××町までの地域」
- ③旧下関市と混乱を招く恐れのある、旧下関市の市街地部分を指す「旧市」の表現

③ 交通マナーの遵守について

利用者居宅への送迎の実施に当たり、以下の内容の苦情が複数寄せられましたので、送迎に携わる従業者の方はご留意いただきますようお願いいたします。

(1) 駐車場所について

通所系サービス事業所の送迎車と思われる車が路上駐車を行っていることについての苦情が寄せられました。特に、狭い道路に駐車して送迎の介助を行っている場合等、近隣住民の通行を妨げる事例が多いようです。

介護保険サービス事業者においては、社用車を使用しているか否かにかかわらず、送迎や居宅訪問を行う際に、近隣住民の迷惑とならないよう、十分な配慮をお願いします。

なお、送迎時や訪問時において、利用者の許可を得た上で、利用者が別の目的で借りている駐車場を使用することは差し支えありませんが、介護保険サービス利用のためだけに、利用者負担により駐車場を借りることはできません。新たに駐車場の確保が必要な場合においては、事業者負担により契約を行うこととしてください。

(2) 送迎場所について

上記のように、駐車場所については通行の妨げとならないよう気をつけていただきたいところですが、一方、居宅に利用者を送る際、利用者を居宅前の道路に降ろすのみで玄関まで介助しておらず、心配であったという苦情も寄せられております。送迎のサービスは基本報酬に包括されており、送迎は原則居宅の玄関までとなっております。たとえ自立されている方であっても、玄関に入るまで事業所の責任の上、見守り及び介助を行っていただくようお願いいたします。

上記以外に、一般道における信号無視や私有地に許可なく侵入し方向転換を行うなど、交通ルールが遵守されていないといった苦情もありました。各事業所において、従業者の交通ルールとマナーについての点検・確認を行い、意識向上に努めていただくようお願いいたします。

④ 利用者数・利用定員と人員配置の考え方について

(1) 介護職員

指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護における介護職員の員数については、以下のように定めています。

指定通所介護（指定地域密着型通所介護も同。以下同じ。）の**単位**ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（略）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（略）で除して得た数が**利用者（略）の数**が15人までの場合にあつては1以上、15人を越える場合にあつては15人を越える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年12月25日下関市条例第70号) 第100条第1項(3)

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年12月25日下関市条例第72号) 第60条の3第1項(3)

ここでいう「**利用者の数**」とは、**実人数**を指すため、介護職員については、サービス提供当日の利用者の実人数に応じた配置があれば良いこととなります。

なお、利用者の実人数が当初予定されていた数よりも多くなり、介護職員の員数が足りない場合には、人員基準違反となりますので、利用者数の管理には十分ご留意の上、適切な人員配置を徹底するようお願いします。

(2) 看護職員

看護職員（看護師又は准看護師。以下同じ。）の員数については、指定地域密着型通所介護においては、以下のとおり配置人員の緩和規定があります。

当該指定地域密着型通所介護の**事業所の利用定員**（略）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（略）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成24年12月25日下関市条例第72号) 第60条の3第2項

ここでいう「**事業所の利用定員**」とは、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限を指します。事業所の利用定員が1人以上の事業所

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

においては、サービス提供当日の利用者数に関わらず、看護師又は准看護師(以下、「看護職員」という。)の配置が必要となりますので、ご注意ください。

なお、事業所の利用定員が各曜日で異なる場合においては、そのうちの最大数(「利用者の数の上限」)を以って取り扱います。

◎「単位」とは◎

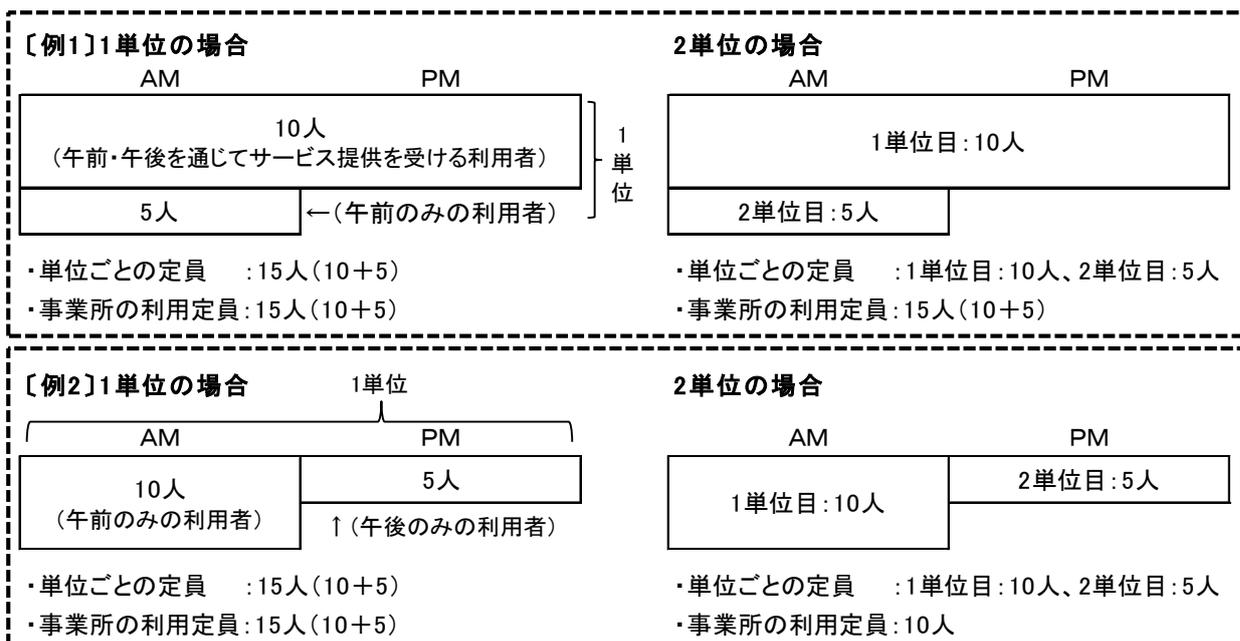
「同時に、一体的に提供されるサービス」のこと。

同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、サービス提供が一体的に行われているといえない場合や、午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合は、2単位として扱い、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。

【定員の取扱いについて】

定員には、「単位ごとの定員」と「事業所の利用定員」があります。

- ・単位ごとの定員・・・あらかじめ定めた各単位における利用者の数の上限
- ・事業所の利用定員・・・同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限



⑤ サービス提供時間の考え方について

サービスの提供にあたっては利用者ごとに定めた通所介護計画におけるサービスの内容、利用当日のサービス提供状況、家族の出迎え等の都合で、サービス提供の開始・終了のタイミングが利用者ごとに前後すること、また、そもそも単位内で提供時間の異なる利用者が存在することもあり得ます。したがって、1つの単位内で異なるサービス提供時間の利用者を受け入れることは差し支えありません。

ただし、サービス提供時間が異なる利用者に対しては適切に送迎を行ってください。また、事業所のサービス提供時間中に複数回の送迎が発生するとしても、その間も事業所内の人員基準は満たしている必要があります。(送迎のため外出している職員は、必要とされている人員に含まれません。)

・所要時間による区分の取扱いについて

現在本市では、サービス提供日について、各利用者ごとにサービス提供開始及び終了時刻を記録し、その実績に基づいた介護報酬の算定を行うよう指導を行っています。

例えば、通所介護計画書に6時間以上7時間未満のサービスを行うとして位置づけている利用者が、天候等による送迎の遅れや、体調不良等でサービスを中断した場合等により、4時間以上5時間未満のサービス提供となってしまった場合については、実績に基づいた介護報酬の算定を行う必要があるため、計画より短時間となった理由を記録した上で、4時間以上5時間未満で請求いただけます。

ただし、当初の通所介護計画に位置付けられた時間から、継続して利用時間の変更がある場合は、当初の通所介護計画を変更して再作成されるべきですのでご注意ください。

・2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者について

○心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者

○病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者

⇒利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者

※異なるサービス提供時間を設定している場合、重要事項説明書に各サービス提供時間数に応じた利用料金を記載してください。

⑥ 科学的介護情報システム（L I F E）関連加算について

令和3年度制度改正より、科学的介護情報システム（L I F E）関連加算が新設されました。算定する上でいただいた質問を抜粋して掲載します。

【問1】

サービス利用中に入院等の事由により、一定期間サービス利用がなかった場合について、加算の要件である情報提出はどう取扱うのか。

【答1】

- ・算定要件として、サービスの利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月の翌月 10日までに、L I F E への情報提出を行っていただくこととしている。
- ・当該サービスの再開を前提とした、短期間の入院等による30日未満のサービス利用の中断については、当該中断の後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ないものとして差し支えない。
- ・一方、長期間の入院等により、30日以上、当該サービスの利用がない場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時の情報提出が必要であるとともに、その後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用開始時の情報提出が必要となる。

【問2】

ADL維持等加算の算定要件として、Barthel Index(以下、「BI」とする。)を適切に評価できる者(一定の研修を受けた者)が利用者のADL評価を行うこととされているが、科学的介護推進体制加算や個別機能訓練加算Ⅱについても同様に一定の研修を受ける必要があるのか。

【答2】

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)問19では、科学的介護推進体制加算、個別機能訓練加算(Ⅱ)などに係る加算においてBIのデータ提出に際してICFステージングからBIへの読み替えたものを提出してよいかという問いに対し、「測定者がBIに係る研修を受けるなどの対応を行い提出することが必要である」とあることから、通常のBIの評価についても、当該研修等を受けた職員である必要があると考える。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

【問3】

科学的介護推進体制加算を算定するにあたり、利用者の認知症の診断日を確認すると「〇年頃」や「〇年〇月頃」、「不詳」など、診断日が不明瞭な場合はどのように入力すれば良いか。

【答3】

例えば、80歳頃のように大体の発症年については対応する「年」を入力してください。「月」が分からない場合は、「6月」と入力してください。「日」が分からない場合は、「15日」と入力してください。

【問4】

「個別機能訓練加算Ⅱ」を算定する場合、LIFEでの入力必須項目に「病名」があるが、1つのみ入力できる仕様となっている。複数の病名があるとき、例えば認知症と骨折がある場合は、どちらを優先させて入力したらよいか。

【答4】

個別機能訓練計画の作成にあたり、主眼を置いた傷病名を記載することが望ましい。

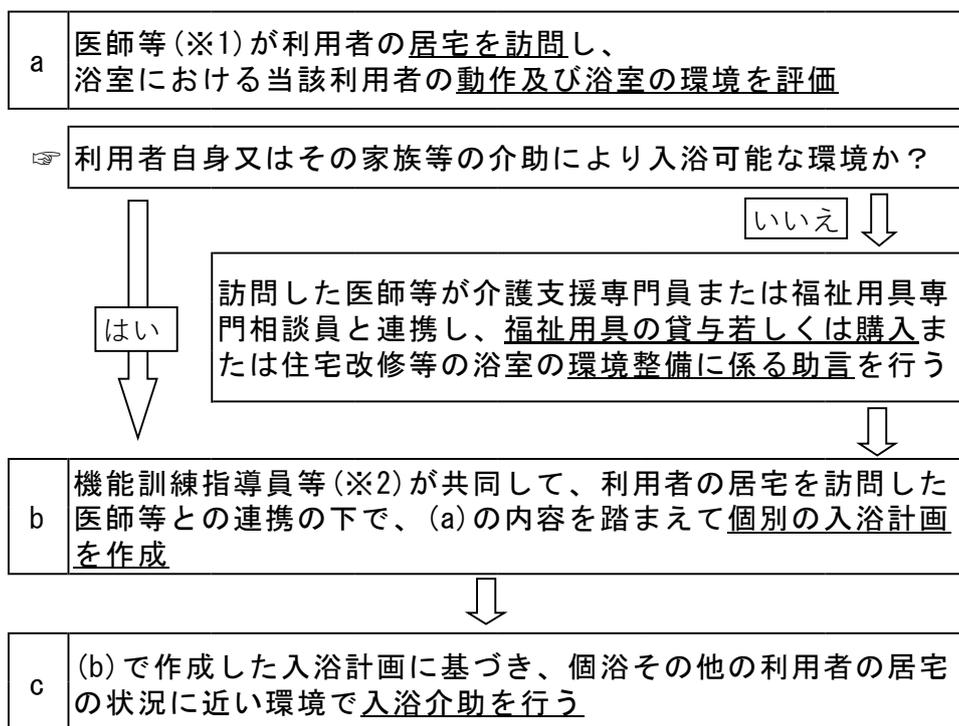
⑦ 入浴介助加算(Ⅱ)について

令和3年度制度改正より、新たに入浴介助加算(Ⅱ)が追加となりました。
 当該加算は、利用者が居宅において、自身で又は家族等の介助によって入浴
 ができるようになることを目的として実施されるものです。

入浴介助加算(Ⅰ)…40単位/1日につき
 《新設》入浴介助加算(Ⅱ)…55単位/1日につき

算定する際の流れについて、下記のフロー図を参考にしてください。
 詳細な算定要件及びQ&Aについては、指定居宅サービス及び指定介護予防
 サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企25号)及び介護保
 険最新情報 vol.974「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.8)(令和3
 年4月26日)」等をご確認ください。

《入浴介助加算(Ⅱ)算定要件のフロー図》



(※1)医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境を評価することができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)
 (※2)当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

介護保険最新情報 vol. 974「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 8) (令和3年4月26日)」において、前頁の(a)が想定されない利用者に対する取扱いについて示されています。

下記①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算の算定が可能です。

- ・ 自宅に浴室がない等具体的な入浴場面を想定していない利用者
- ・ 入浴するには心身機能の大幅な改善が必要な利用者



- ①通所介護事業所の浴室において、医師等(※1)が利用者の動作を評価
- ②通所介護事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える
- ③機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、①及び②の内容を踏まえて個別の入浴計画を作成
- ④入浴計画に基づき、入浴介助を行う
- ⑤入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する

⑧ 開催が必要な委員会及び研修等について

令和3年度制度改正により、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等）が義務付けられました。

※経過措置：令和6年3月31日までの間は努力義務

○業務継続計画（BCP）の策定等について

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。

1. 業務継続計画について

《業務継続計画への記載項目》

- 感染症に係る業務継続計画
 - ① 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - ② 初動対応
 - ③ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- 災害に係る業務継続計画
 - ① 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - ② 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - ③ 他施設及び地域との連携

※各項目の記載内容については、厚生労働省発出の「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

[掲載場所]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html（厚生労働省HP）

2. 研修について

① 研修の内容：感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容
平常時の対応の必要性や、緊急時の対応

② 研修の頻度：年1回以上及び新規採用時

※研修の実施内容等については、記録すること。

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

3. 訓練（シミュレーション）について

- ①訓練の内容：業務継続計画に基づいた事業所内の役割分担の確認
感染症や災害が発生した場合に実施するケアの演習等
- ②訓練の頻度：年1回以上

○感染対策について

事業所において、感染症が発症し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施が義務付けられました。

1. 感染対策委員会の設置

- ①構成メンバー：感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種
- ②開催頻度：6月に1回以上、及び感染症が流行する時期等
 - ※構成メンバーの責務及び役割を明確にすること。
 - ※感染対策担当者を決めておくこと。
 - ※委員会の結果は従業者に周知徹底を図ること。

2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の規定

《指針への規定項目》

- ・平常時の対策
 - ①事業所内の衛生管理（環境の整備等）
 - ②ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
- ・発生時の対応
 - ①発生状況の把握
 - ②感染拡大の防止
 - ③医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携
 - ④行政等への報告等

※各項目の記載内容については、厚生労働省発出の「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

[掲載場所]

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>（厚生労働省 HP）

3. 研修について

- ①研修の内容：感染対策の基礎的内容等
指針に基づいた衛生管理や衛生的なケアの内容

令和4年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

②研修の頻度：年1回以上及び新規採用時

※研修の実施内容等については、記録すること。

4. 訓練(シミュレーション)について

①訓練の内容：指針及び研修内容に基づいた事業所内の役割分担の確認
 感染対策をした上でのケアの演習等

②訓練の頻度：年1回以上

○虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられました。

詳細につきましては、《共通編》60頁に記載しておりますので、ご確認ください。

<参考>

	委員会	指針・計画	研修	訓練
業務継続計画 (BCP)		業務継続計画作成 (災害・コロナ)	年1回以上及び 新規採用時※3	年1回以上※4
感染対策	6月に1回以上※1,2 及び感染が流行する 時期は必要に応じて	指針整備	年1回以上及び 新規採用時	年1回以上
虐待防止	定期的※1,2 (指針等に定める頻度)	指針整備	年1回以上及び 新規採用時	

※1 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営して差し支えない。

※2 テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

※3 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症対策の研修と一体的に実施して差し支えない。

※4 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症対策の訓練と一体的に実施して差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施して差し支えない。